



発行 新潟県

第 30 号

平成28年4月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 504 包括外部監査契約の締結（政策評価室）
- 505 県税の収納事務の委託（税務課）
- 506 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の一部解除（環境対策課）
- 507 保安林の指定解除予定（治山課）
- 508 保安林の指定解除予定（治山課）
- 509 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 510 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 511 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 512 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 513 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 514 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 515 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 516 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 517 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 518 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 519 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 520 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 521 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 522 平成28年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 523 平成28年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 524 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 525 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 526 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 527 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）
- 528 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 特殊肥料の検査の結果（農産園芸課）

選挙管理委員会告示

- 15 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 42 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）



◎新潟県告示第504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成28年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 神代 勲
住所 新潟市中央区川岸町2丁目6番地6
A G E 502号
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

◎新潟県告示第505号

県税の収納事務の委託（平成28年 3月新潟県告示第294号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 委託を受けた者の名称中、「株式会社セイコーマート」を「株式会社セコマ」に改める。

◎新潟県告示第506号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成24年 9月28日新潟県告示第1178号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
三条市福島新田字前川渡乙427番の一部、乙427番2の一部、乙427番3の一部及び乙443番5の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

◎新潟県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区間瀬字熊ヶ谷2065の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬3の61（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
-

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月15日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市夏針205番地	瀧澤 健一 (理事長)
〃	五泉市矢津509番地	松尾 裕樹
〃	新潟市中央区紫竹1丁目17番15号	山崎 克志
〃	五泉市阿弥陀瀬285番地	石本 陽一
〃	五泉市下阿弥陀瀬554番地	松尾 芳人
〃	五泉市熊沢1128番地	落合 均
〃	五泉市川内261番地	酒井 政幸
監事	五泉市夏針1647番地	津村 貞雄
〃	五泉市矢津1631番地	塚野 邦彦
〃	五泉市下阿弥陀瀬769番地	松尾 和宏

就任年月日 平成28年3月30日

2 退任

理事	五泉市夏針205番地	瀧澤 健一 (理事長)
〃	五泉市矢津509番地	松尾 裕樹
〃	五泉市川内280番地1	瀧澤 一春
〃	新潟市中央区紫竹1丁目17番15号	山崎 克志
〃	五泉市下阿弥陀瀬332番地	松尾 信雄
〃	五泉市熊沢1128番地	落合 均
〃	五泉市阿弥陀瀬380番地	石本 孝一
監事	五泉市矢津1624番地	山崎 貫修
〃	五泉市下阿弥陀瀬554番地	松尾 芳人
〃	五泉市夏針1647番地	津村 貞雄

退任年月日 平成28年3月29日

◎新潟県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の角田焼山土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月15日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市西蒲区松野尾2941	鈴木 忠孝 (理事長)
〃	新潟市西蒲区松野尾2256	山川 勲雄
〃	新潟市西蒲区松野尾4846	本田 賢一
〃	新潟市西蒲区松野尾3366	岩崎 文一
〃	新潟市西蒲区松野尾2904	八尾坂 又之助
〃	新潟市西蒲区松野尾2861	市橋 善伸
〃	新潟市西蒲区松山79	齋藤 雅一

〃	新潟市西蒲区巻大原822	大越 茂
監事	新潟市西蒲区松野尾2936	山本 與志夫
〃	新潟市西区坂田593	涌井 一秋
〃	新潟市西蒲区松野尾2842	齋藤 勝
〃	新潟市西蒲区松山1354	山賀 清一

就任年月日 平成28年4月1日

2 退任

理事	新潟市西蒲区松山1322-3	河村 力 (理事長)
〃	新潟市西蒲区松野尾2256	山川 勲雄
〃	新潟市西蒲区松野尾4846	本田 賢一
〃	新潟市西蒲区松野尾3366	岩崎 文一
〃	新潟市西蒲区松野尾2941	鈴木 忠孝
〃	新潟市西蒲区松野尾2904	八尾坂 又之助
〃	新潟市西蒲区松野尾2861	市橋 善伸
〃	新潟市西蒲区巻大原822	大越 茂
〃	新潟市西蒲区越前浜5485-1	清水 正喜
監事	新潟市西区坂田593	涌井 一秋
〃	新潟市西蒲区松野尾2936	山本 與志夫
〃	新潟市西蒲区松野尾2842	齋藤 勝
〃	新潟市西蒲区松山79	齋藤 雅一
〃	新潟市西蒲区竹野町2498-29	山下 清

退任年月日 平成28年3月31日

◎新潟県告示第511号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月15日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	見附市杉沢町1492番地	北村 常栄 (理事長)
〃	見附市杉沢町413番地	北村 信行
〃	見附市杉沢町966番地	北村 満
〃	見附市杉沢町1251番地	小林 政行
〃	見附市杉沢町1592番地	加地 喜代一
〃	見附市杉沢町1463番地	北村 光男
〃	見附市杉沢町4116番地-1	橋本 功一
〃	見附市杉沢町3888番地	磯部 利雄
〃	長岡市文納2518番地	鈴木 一則
監事	見附市杉沢町1282番地-1	高橋 行雄
〃	見附市杉沢町1469番地	北村 雅美
〃	長岡市文納2699番地	佐藤 慶一

就任年月日 平成28年4月1日

2 退任

理事	見附市杉沢町1227番地	北村 徳栄 (理事長)
〃	見附市杉沢町4201番地-1	刈屋 久祥
〃	見附市杉沢町5887番地	若杉 勝美
〃	見附市杉沢町1110番地	高橋 広吉
〃	見附市杉沢町1264番地	星野 良一

// 見附市杉沢町1214番地 藤田 忠直
 // 見附市杉沢町1339番地 高橋 芳夫
 // 見附市杉沢町1410番地 磯部 正美
 // 長岡市文納2518番地 鈴木 一則
 監事 長岡市文納2580番地 諸橋 金二
 // 見附市杉沢町4005番地 若杉 正樹
 // 見附市杉沢町5887番地一 3 北村 幸彦
 退任年月日 平成28年3月31日

◎新潟県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成28年4月6日認可した。

平成28年4月15日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成28年4月4日認可した。

平成28年4月15日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成28年4月15日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可（同意）年月日	根拠条文
阿賀野市 五十嵐隆ほか29名	六九・中ノ郷	区画整理	新規	平成28年4月4日	第95条

◎新潟県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営荒川地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営姫田川右岸地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三島郡出雲崎町の一部を受益地域とする県営八手地区区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
三島郡出雲崎町役場
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第518号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営上片貝地区区画整理(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
小千谷市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営宇津野地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営城之入川地区区画整理(経営体育成基盤整備「法人育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年4月18日から平成28年5月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間が経過する前に、土地改良事業計画の変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができない。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間やこの土地改良事業計画の変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営鑑坂第2地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年 4 月18日から平成28年 5 月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間が経過する前に、土地改良事業計画の策定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間やこの土地改良事業計画の策定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第522号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）を次のとおり定めた。

平成28年 4 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
十日町市	十日町市の中里第1計画区・中里第2計画区及び中里第3計画区	平成28年 4 月 1 日から平成28年 9 月30日まで
刈羽村	刈羽村の第11-3計画区及び第13-1計画区	平成28年 4 月 1 日から平成28年12月31日まで

◎新潟県告示第523号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-18計画区・第03-26-1計画区・第14-15-1計画区及び第09-16-1計画区	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
新発田市	新発田市の第3計画区及び第4計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第26計画区・第27計画区・第28計画区及び第29計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区・市街第12計画区及び市街第13計画区	〃
見附市	見附市の第5計画区・第6計画区及び第7計画区	〃
村上市	村上市の朝第32計画区・朝第33計画区・朝第33-2計画区及び朝第35計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区及び第23計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第36-2計画区・第37-1計画区及び第37-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区及び第56計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第8-1計画区・第8-2計画区・第9-1計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第45計画区及び第46計画区	〃

弥彦村	弥彦村の第36計画区・第37計画区及び第38計画区	”
田上町	田上町の第3計画区及び第4計画区	”
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区・第5-2計画区・第6-2計画区及び第7計画区	”
出雲崎町	出雲崎町の第一計画区及び第二計画区	”
湯沢町	湯沢町の第102-3計画区・第105-1計画区及び第105-2計画区	”
津南町	津南町の第2計画区及び第3計画区	”
刈羽村	刈羽村の第11-3計画区・第13-1計画区及び第13-2計画区	”
関川村	関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区・第15-2計画区及び第16計画区	”

◎新潟県告示第524号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画用途地域(見附市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第525号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画用途地域(長岡市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
村上都市計画用途地域（村上市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称
一般財団法人 ベターリビング
- 2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号

- 3 変更年月日
平成28年4月20日

◎新潟県告示第528号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年1月22日	井上 正一	二級建築士	第6972号	死亡
平成28年1月22日	高橋 三奈子	二級建築士	第17098号	申請
平成28年3月11日	村山 江美	二級建築士	第5781号	死亡
平成28年3月11日	山岸 一正	二級建築士	第11320号	申請

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ上越昭和町店

所在地 上越市昭和町二丁目988-1 外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置、利用可能時間帯及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年12月4日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年4月15日から平成28年5月15日まで

特殊肥料の検査の結果について（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成28年1・2月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
たい肥	株式会社コロナビオリタ	アミックス25	TN 2.5% TP 3.2% TK 1.4% C/N 17 TCu 11mg/kg TZn 44mg/kg	
たい肥	ニイガタオーレス株式会社	ワールドエース	TN 3.3% TP 3.3% TK 2.1% C/N 7 TCu 124mg/kg TZn 364mg/kg	
たい肥	株式会社柏崎エコリエイティブ	元気ゆうき君	TN 4.1% TP 5.5% TK 2.2% C/N 13 TCu 10mg/kg TZn 77mg/kg	
たい肥	新潟環境サービス株式会社	刈羽緑肥	TN 0.9% TP 0.4% TK 0.8% C/N 13 TCu 32mg/kg TZn 120mg/kg	

たい肥	株式会社ホーネンアグリ	有機5号	TN 1.1% TP 0.4% TK 0.7% C/N 19 TCu 22mg/kg TZn 96mg/kg
たい肥	越後おぢや農業協同組合	おぢや元気	TN 1.1% TP 1.5% TK 1.6% C/N 18 TCu 11mg/kg TZn 65mg/kg

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量, TP－りん酸全量, TK－加里全量, C/N－炭素窒素比, TCu－銅全量, TZn－亜鉛全量

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成28年4月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年4月6日

政治団体の名称 日本共産党新潟地区委員会

（報告年月日平成27年2月13日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
4 支出の内訳		
組織活動費	24,833,182 円	25,433,182 円
選挙関係費	4,081,401 円	3,481,401 円

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成28年4月15日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
青木 洋子 山口 とも子 小林 よし子	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
富山 譲二 仲村 幸男 樋浦 まり子	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
青柳 和洋	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	

池田 朝子 植木 洋		
豊岡 克 坂上 正吾 後藤 イネ子	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域
佐藤 美加 岡本 新一	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域
斎藤 明美 羽藤 光治	佐渡西警察署生活安全課	佐渡西警察署の管轄区域
金子 敏之 稲葉 勝則	佐渡東警察署生活安全課	佐渡東警察署の管轄区域
武田 隆 小沼 一久	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
磯部 傑	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
丹呉 久子 井上 喜美子	胎内警察署生活安全課	胎内警察署の管轄区域
佐藤 元美 庄司 博一	津川警察署生活安全課	津川警察署の管轄区域
鈴木 紀美子 亀山 照久	五泉警察署生活安全課	五泉警察署の管轄区域
武田 聡 土屋 孝司	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
田中 八重子 渡辺 秀一	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
小嶋 ノリ 和泉 徹	新潟南警察署生活安全課	新潟南警察署の管轄区域
小原 康宏 石川 和子 木原 孝夫	西蒲警察署生活安全課	西蒲警察署の管轄区域
川瀬 良子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
田邊 良夫 番場 綾子	加茂警察署生活安全課	加茂警察署の管轄区域
田中 隆宏 蝶名林 和男	見附警察署生活安全課	見附警察署の管轄区域
小松 郁子 渡邊 幸一 神保 千春	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
山崎 順市 山田 秀和	与板警察署生活安全課	与板警察署の管轄区域
渡部 透 松山 彰子	小千谷警察署生活安全課	小千谷警察署の管轄区域
今井 裕子 渡邊 喜美代	小出警察署生活安全課	小出警察署の管轄区域
井口 幸治 山田 光昭 高橋 幸伸	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
越村 伸弥	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
内田 博志 西村 隆	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域